

議案第 1 1 1 号

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例

川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市堤根余熱利用市民施設	川崎市川崎区堤根73番地 1
川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1, 321番地

」

を

「

川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1, 321番地
----------------	-------------------

」

に改める。

第 7 条の表を次のように改める。

施設名	利用時間	休館日
温水プール	午前 1 0 時から午後 9 時まで（7 月 1 日から 8 月 3 1 日までは、午	

	前9時から午後9時まで)	12月29日 から翌年の1月5日 までの日
老人休養施設	午前9時から午後4時まで	
会議室 レクリエーションルーム トレーニングルーム ギャラリー	午前9時から午後8時まで	
駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで	

別表の1施設利用料(1)専用利用料（王禅寺余熱利用市民施設）の表中「（王禅寺余熱利用市民施設）」を削り、

「

会議室	大会議室	2,750円	3,300円	3,300円	9,350円
	第1会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第2会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第3会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第4会議室	770円	990円	990円	2,750円
レクリエーションルーム		4,400円	6,600円	6,600円	17,600円

」

を

「

会議室	大会議室	2,800円	3,360円	3,360円	9,520円
	第1会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第2会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第3会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第4会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
レクリエーションルーム		4,480円	6,720円	6,720円	17,920円

」

に改める。

別表の1施設利用料(2)個人利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 個人利用料

温 水 プ ール	区 分	基 本 料 金		超 過 料 金	
	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	330円	超過時間 30分までごとに	165円
3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	110円		55円		

トレーニングルーム	18歳以上の者	1人1回 3時間まで	330円	超過時間 1時間までごとに	110円
	12歳以上18歳未満の者 (小学生を除く。) 18歳以上の学生		110円		35円

別表の2設備利用料の表中「2, 200円」を「2, 240円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

余熱利用市民施設の利用料金の上限額を改定し、及び堤根余熱利用市民施設の建替えに伴い当該施設を休止するため、この条例を制定するものである。